

## 栄村復興推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 長野県北部地震からの復興に向け、栄村震災復興計画(以下「復興計画」という。)を円滑に推進するため、事業実施のアドバイスや点検を行う栄村復興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画の推進に関すること。
- (2) その他復興に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員6名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 総合振興計画審議会委員
- (2) その他村長が必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成27年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、村長が指名する。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議では必要に応じ、関係者から意見を求めることができる。

### (専門委員)

第7条 専門の事項を調査審議するため、委員会に専門委員を置くこととする。

- 2 専門委員は、学識経験者等のうちから村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年6月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年9月6日から施行する。